

対象年齢が65才
(令和7年3月31日時点)
からになりました

令和6年度 三木市防犯機能付き電話機等 購入の一部補助について

特殊詐欺の手口は巧妙化してきています。
被害を未然に防ぐためには、以下の機能を備えた電話機や外付け
録音機が有効です。

- ① 呼び出し音が鳴る前に相手に対して
通話を録音する旨のメッセージが流れる機能
- ② 通話内容を自動で録音する機能

特殊詐欺に備えるため、上記①、②の両方の機能を備えた防犯機
能付き電話機等（携帯電話、スマートフォン除く）の購入費用の
一部を補助します。



申請期間 : 令和6年4月1日～12月27日

申し込み・問い合わせ

三木市役所 **生活安全課** **生活安全係**

三木市上の丸町10-30

電話 : 0794-82-2000 (代表)

FAX : 0794-82-9792

三木市防犯機能付き電話機等 購入補助事業の概要

1. 補助金の対象となる方

- ① 市内に居住し、令和7年3月31日時点で65歳以上の方
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 暴力団員等でないこと
- ※ 65歳以上の方が疾病等の理由により、機器を購入できない場合は、同居する世帯員が申請を行うことができます。

2. 補助金の対象となる機器

令和6年1月1日以降に購入された防犯機能付きの電話機等

【留意事項】

- ※ 固定電話機 及び 外付け録音機 が対象です。
- ※ スマートフォン、携帯電話などは対象外です。
- ※ 別紙「優良防犯電話機推奨品目録」（公益財団法人全国防犯協会連合会）参照
- ※ 「優良防犯電話機推奨品目録」に記載のない機器であっても、

① 着信前自動警告機能 及び ② 自動録音機能
の両方を備えた機器は対象となります。

3. 補助金額

種類	補助金額	備考
固定電話	上限 10,000円	購入額が補助金額の 上限に満たない場合は、 購入額を補助 (100円未満切捨)
外付け録音機	上限 5,000円	

※1世帯1台限り

※修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送等に係る経費は対象外

4. 交付の流れ

① 補助金対象機器の購入



② 申請書類提出
(期限：12月27日)



④ 補助金の支払い



③ 審査

5. 提出書類

- ① 三木市防犯機能付き電話機等購入補助金交付申請書兼請求書
- ② 補助対象機器を購入したことが分かるもの（領収書・レシートなど）
※ 納品書は、代金を支払った証明とはならないため、領収書の代わりにはなりません。
- ③ 補助対象機器の品名、型番、主な仕様など分かるもの（カタログなど）
- ④ 振込先銀行通帳のコピー
(銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かるページ)

6. 申請受付期間

令和6年4月1日 から 令和6年12月27日まで

7. 注意点

- ① 購入された機器は必ず申請された住所地で使用してください
- ② ネットでの購入も対象となりますが、ポイントを利用して支払った場合、ポイント分は補助対象外となります
- ③ オークションやフリマアプリ等での購入は対象外です
- ④ 補助金交付後6年間は、三木市の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付、担保に供することはできません。